

東日本大震災に伴う免許証等の再交付手数料の免除措置の実施状況（概要）

59 制度（注）のうち 13 制度については、東日本大震災の被災により、免許証等が汚損、亡失した場合における再交付手続において、通常は必要とされている手数料を免除している（予定を含む。）。

（注）今回実態把握の対象とした 73 制度の中から、免許証等の再交付を資格者団体が行っているもの、従来から免許証等の再交付手数料を徴収していないものなどの 14 制度（次頁の（参考）を参照）を除いた。

これを免許証等の再交付機関の類型別にみると、次のとおりである。

○ 岩手県、宮城県及び福島県において免除しているもの（10 制度）

所管府省名	資格制度名
警察庁（1 制度）	運転免許（4, 650, 037 人）
総務省（2 制度）	危険物取扱者（470, 686 人） 消防設備士（79, 359 人）
厚生労働省（3 制度）	登録販売者（38, 853 人） 介護支援専門員（139, 959 人） 保育士（46, 820 人）
経済産業省（2 制度）	第一種電気工事士（46, 742 人） 第二種電気工事士（131, 964 人）
国土交通省（2 制度）	二級建築士（26, 371 人）（注 3） 通訳案内士（7, 239 人）（注 4）

（注）1 当省の実態把握結果による。

2（ ）内の数値は平成 22 年度の全国の受験者数。ただし、運転免許（仮免許も含む）は、平成 22 年の受験者数。

3 二級建築士については、岩手県の場合、免許証の再交付手数料の免除措置は講じられていない。

4 通訳案内士については、岩手県では免除を予定しているが、宮城県及び福島県では被災者が多く確認作業が困難なため、今のところ免除を予定していない。

○ 指定登録機関等において免除しているもの（3 制度）

所管府省名	資格制度名
厚生労働省（1 制度）	美容師（27, 636 人）
国土交通省（2 制度）	総合旅行業務取扱管理者（13, 351 人） 国内旅行業務取扱管理者（16, 287 人）

（注）1 当省の実態把握結果による。

2（ ）内の数値は平成 22 年度の全国の受験者数

また、上記 13 制度について、手数料徴収の根拠別にみると、次のとおりである。

法令・条例の別	資格制度名
法令（1 制度）	美容師（27,636 人）（注 3）
条例（10 制度）	運転免許証（4,650,037 人）
	危険物取扱者（470,686 人）
	消防設備士（79,359 人）
	登録販売者（38,853 人）
	介護支援専門員（139,959 人）
	保育士（46,820 人）
	第一種電気工事士（46,742 人）
	第二種電気工事士（131,964 人）
	二級建築士（26,371 人）
	通訳案内士（7,239 人）
根拠法令・条例なし （2 制度）	総合旅行業務取扱管理者（13,351 人） 国内旅行業務取扱管理者（16,287 人）

（注） 1 当省の実態把握結果による。

2（ ）内の数値は平成 22 年度の全国の受験者数。ただし、運転免許（仮免許も含む）は、平成 22 年の受験者数。

3 美容師については、（財）理容師美容師試験研修センターが独自の事業として、無料にて被災により滅失した免許証の再交付を行っている。

（参考）

- 免許証等の再交付を資格者団体が行っているもの：8 制度（公認会計士、行政書士、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士）
- 東日本大震災の発生にかかわらず、従来から免許証等の再交付手数料を徴収していないもの：4 制度（中小企業診断士、自動車整備士、宅地建物取引主任者、測量士補）
- 合格証書は再交付していないが、試験に合格している旨の証明書を、東日本大震災の被災者に対して無料で交付しているもの：1 制度（通関士）
- 登録通知書は再交付していないが、有資格者であることを証明する書類として行政機関の保有する個人情報保護法に関する法律に基づき、有資格者名簿の写しを発行できるとしているもの（手数料 300 円）：1 制度（気象予報士）